

大貫 大樹 提出 学位申請論文（課程博士）

『竹内式部の実践神学と宝暦事件』審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、竹内式部の人物像を明らかにするとともに、宝暦事件を歴史的・社会的・神学的・思想的といった総合的視点からその真相に迫った力作である。構成は、第一篇「竹内式部の学問と人物」全六章と第二篇「近世中期の朝廷と垂加神道―宝暦事件への展開―」全七章、それに序章と終章とを合わせた十五章である。第一篇は、時系列的に式部の学問思想とその人物像に迫り、式部門弟の思想的背景を明らかにした基礎的研究であり、第二篇は宝暦事件の要因をさまざまな背景から検討したものである。

序章「竹内式部と宝暦事件研究の課題」は、戦前からの研究史を整理した上で、

本論文の研究目的を以下のように記す。「竹内式部の学問と人物とを垂加神道・
崎門学に則して検討する」ことで、桃園天皇や「式部門弟の視点から宝暦事件
の再考を試み、事件の実態に迫る事で宝暦事件の歴史的神学的意義を示す」こ
と、とある。垂加神道や崎門学を理解した上での宝暦事件研究は、ほとんどなく、
宝暦事件の当事者桃園天皇の研究も十分ではない。本論文は、そうした点を補
う形で研究を進めている。

第一篇から順に概観していこう。

第一章「若林強斎〈望楠軒〉と玉木正英への入門」は、式部が新潟から上京後、
正親町公通またはその子実連を介して徳大寺家に入り、「式部」と名乗るようにな
ったことや、その後玉木正英や若林強斎に師事することで、闇齋学派の学問
や生き方が定まったことを明らかにする。

第二章「望楠軒からの「義絶」とその要因」は、望楠軒からの「義絶」要因
を探究することで、崎門学派内部での式部評価を再検討したもの。式部の義絶は、

学問の正統を論じるあまり、上下関係を軽視したと見た小野鶴山が判断したためであるが、望楠軒で得た学恩と義絶に至った後悔を、式部は生涯忘れなかったことを明らかにする。

第三章「『靖献遺言』の講説と「繿倦惻怛」」では、式部は剣術を通して心身一致を目指せば、「繿倦惻怛ノ心」が自然と起こり、真の忠孝を尽くすことができる、との確信を浅見綱斎の『靖献遺言』の講説から得たとし、それを持って公卿衆に剣術を教えたとする。

第四章「『奉公心得書』の成立と受容について―附・『事君辯』翻刻―」は、『事君辯』が『奉公心得書』の原書であることを発見し、それに検討を加え、かつ翻刻したもの。本書は、宝暦七年（一七五七）六月に、式部が門弟烏丸光胤女胤子の参内に際し、天皇に仕える心構えを説いたもので、のちに門弟間で筆写されたものとする。

第五章「『糾問次第』に見る忠節と理想」は、式部の神学と垂加神道・崎門学内部における位置とを比較検討したもの。「新垂加神道」なる聖俗分掌論は、闇

斎以来の神学ではなく、それは君臣合体・祭政一致であり、式部が唱えた神学もここにあったことを証明する。

第六章「中臣祓」の講説と「人欲私欲」の神学」は、「中臣祓講義」の検討による式部神学の特色と彼の人物像を確認したものである。式部の神学は、観念的理想ではなく、実現可能な理想の実現を目指したもので、それを乱す要因の「罪」「穢」を「祓」によって糺さねばならない、と考えていたとする。

次に第二篇を順に概観する。

第一章「靈元天皇と山崎闇斎の「生き勸請」」は、宝暦事件前史として靈元天皇と山崎闇斎の実践神学を検討したものである。靈元天皇の生き勸請を通して、当時の吉田神道が、垂加神道との対決よりも、それを受容することで朝廷での役目を果たそうとしていたことを明らかにする。

第二章「一條兼香と垂加神道・崎門学」は、宝暦事件前史として一條兼香の修学実態を検討したものである。桜町天皇の東宮傅であった兼香は、三宅尚斎の門弟

から崎門学を、出雲路直元から垂加神道を学び、繿倦惻怛の「臣道」精神を身につけた。その結果として、彼の著書「帝国治国論」に、闇斎の神学「君臣合体」が唱えられたとする。

第三章「松岡雄淵の学問と朝廷」は、松岡雄淵の人物像を明らかにすることで宝暦事件前後を検討したもの。玉木正英が雄淵を破門した原因は「神道学則日本魂」の板行ではなく、師を軽んずる不敬にあった。雄淵はそれを終生反省し、式部はじめ学友も同情していた。それだけに、同様の経験（望楠軒からの義絶）をもつ式部を、雄淵は宝暦事件で弁護するが、それがために吉田家におられなくなったとする。

第四章「竹内式部の思想受容とその伝播」は、桜町天皇ご治世後の背景から式部思想受容の要因を検討したもの。当時、吉田神道は垂加神道流になり、桜町天皇は霊元天皇の御意志を受けて朝儀の自主再興を目指していた。関白兼香もそれにそって「祭政一致」を目指したが、子の道香は「祭」の故実復興を目指したのである。それに対し、二條宗基から道義を学んだ桃園天皇は、父帝同

様「祭政一致」を志向されたことで、天皇と道香との間に軋轢が生じたとする。一方、桃園天皇の近臣は、桜町天皇以来「祭政一致」の実現を支えてきた近臣であり、彼らが式部門弟となって、次の桃園天皇をも支えた。よって、桃園天皇とその近臣らとの紐帯は、ますます堅固になったとする。

第五章「桃園天皇への『日本書紀』御進講の「目的」」は、『進講筆記』の検討から、式部門弟の天皇への御進講「目的」を明らかにした。「君臣合体守中之道」をもって祭政一致を目指す世を実現するためには、天皇の『日本書紀』修学による君徳涵養は欠かせない、と彼らは考えていたのである。

第六章「宝暦事件再考」は、宝暦事件の研究史を整理し、御進講における桃園天皇の大御心を検討したものである。家職遵守にこだわった摂政道香は、吉田家による『日本書紀』御進講を勧めたが、桃園天皇はそうした虚学を拒否し、式部門弟による実学的御進講を希望された。しかし、それを許さなかった女院や摂関らの強引さを、式部は「天津罪」として「祓」の対象としたのである。

第七章「宝暦事件後の朝廷と垂加神道」は、宝暦事件後の朝廷内における垂

加神道の動向を検討したものである。天皇の叡慮実現のため、国学研究の成果を受容するが、それを実現しようとはたらく近臣は、いずれも垂加神道を奉じていた。それが光格天皇の御代にふたたび現出したとする。

終章「本研究の成果と課題」は、本論の成果をまとめ、今後の課題を明らかにしている。

以上、本論は、竹内式部と宝暦事件に関連する研究史を幅広くおさえた上で、新たに史料を発掘し、多角的かつ実証的に、とくに山崎闇斎の学問をおさえた上で式部とその周辺の人物像を浮かび上がらせ、それを改めて近世朝幕関係史にはめ込み、宝暦事件の新知見を得ようとした意欲的な研究である。

論文審査の結果の要旨

宝暦事件とは、神道学のみならず歴史学の分野でも戦前から注目されてきた江

戸時代を代表する社会的事件である。

ところが、戦後歴史学界においては、戦前の研究史が等閑に付されてきたようである。それに対し、大貫氏は戦前からの研究史を詳細に調べなおし、わずかな史料を再検討し、さらに宮内庁書陵部や東京大学史料編纂所等の公的機関のみならず、新潟の旧家をたずねて丹念な史料調査を行い、新資料を発見検討して、神道研究のみならず歴史研究の分野まで進展させた点は、大いに評価できよう。なかでも、第一篇第四章で、『事君辨』を再検討することで、これまで明らかでなかった『奉公心得書』の成立事情を明らかにするなど、式部研究を大きく進めたといえる。さらに、大部の『一条兼香公記』を通読して、一条家と崎門派・垂加神道との関係を明らかにしたことも、大きな成果であるとともに、今後の朝幕研究に刺激を与えたともいえよう。

従来、宝暦事件を公家社会や制度、または思想の分野でのみ研究されてきたため、摂家と式部門弟との間で生じた単なる政治的思想的対立とされてきた感が否めないが、実際はそれだけでなく、桜町天皇の御治世からの感化、君臣双方の「祭

政一致」観、朝廷内部での上下秩序と人間関係、さらには崎門学派内部に於ける思想の範疇を超えた複雑な人間関係、これら全てが重なり合うことで、当事件は生じたのである。それを解明するため、朝幕関係の研究はもとより、山崎闇斎から竹内式部に至る学統をたどり、式部の実践神学の思想形成と門弟公卿への影響を考察する。しかも、祭政を聖俗として朝廷と幕府が分担するのが相応しいとする考え（聖俗分掌論Ⅱ新垂加神道）を持たず、あくまで闇斎以来の朝廷と幕府が一体となって天皇を支える祭政一致（君臣合体Ⅱ伝統的垂加神道）を目指していたことを明らかにする。その根拠の一つとして、桜町・桃園両天皇の垂加神道受容がその祭政一致の実現を目指していたことを解明する。そして、「それまで「祭」（祭祀）の是正化が主であったのに対し、式部門弟は「政」の是正化を主としていた」とするのである。それは単なる祭儀再興に対する朝儀復興ではなく、「君臣合体守中之道」の実現化を意味する。

したがって、当事件を公卿側の「伝統的垂加神道」と式部側の「新垂加神道」との対立とする構図は成り立たない。そのことを本論で明らかにした点は、高く

評価できる。

ただし、課題もある。式部の思想を述べるにあたって、式部自身の著作によらず、浅見綱斎や若林強斎の著書や講義録が援用されていることが多い点や、特定の文言（「繕倦惻怛」など）に、やや過重な意味を見出そうとしている点などは、もう少し踏み込んでも良かったのではないだろうか。また、宝暦事件における奉行所側の検討が、式部側の史料に偏っているため、客観的考察にやや欠けるところがあると感じた。さらに天皇の叡慮を知る為に御製を参考に行っているが、すべての御製を精査した上での研究とはいえないため、我田引水的な感じを受けた。

もちろん、こうした批判は、わずかに残された史料から検討する上でやむを得ないことだが、ここまで式部の思想を踏み込んで検討したのなら、綱斎や強斎を参考にしつつも、式部独自の考えをより鮮明にすべきである。また、武家側の思想的、社会的考察もより踏み込まなければならぬであろう。今後は、そうした点を補うことと、『風水草』や『文会筆録』等から、闇斎の著書を正確に解明できるようさらに修養し、その上で式部の神学・思想をより鮮明にして欲しいと思

う。そうすることで、より式部の目線で、宝暦事件をはじめ、彼が目指していたものが何であったかを、明らかにすることができると思う。

とはいえ、本論は、神道学のみならず歴史学の分野においても、今後の宝暦事件研究や近世中期の朝廷研究、垂加神道研究に大きな影響を与えていくものと考えられる。さらに、氏の研究視点は単に宝暦事件のみに留まらず、尊号一件から幕末維新まで近世史を通じた朝廷の垂加神道受容を視野に入れており、今後の幅広い研究の発展が期待されよう。

以上の審査結果によって、本論文の提出者大貫大樹は、博士（神道学）の学位を授与せられる資格があると認める。

令和三年十一月二十九日

主査 國學院大學教授 西岡和彦 ⑩

副査 財団法人大倉精神文化研究所理事長

平井誠二 ⑩

副査 皇學館大教授 松本丘 ⑩

大貫 大樹 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（神道学）の学位を授与される学力があることを確認した。

令和三年十一月二十九日

学力確認担当者

主査 國學院大學教授 西岡和彦 ⑩

副査 財団法人大倉精神文化研究所理事長

平井誠二 ⑩

副査 皇學館大学教授 松本丘 ⑩